

## 信教の自由、政教分離に関する声明

日本バプテスト連盟は第31回年次総会を開くにあたり、バプテストの基本的な主張の一つである信教の自由、政教分離の原則及び少数者の権利を守る取り組みを続けてゆくことを宣言する。

信教の自由、政教分離の原則を守る闘いの歴史は、われわれの先達らが血を流して獲得してきた歴史でもある。

われわれは近年、靖国神社国営化の動きが起るに際し、擬似神との対決、戦争美化反対と共に、この信教の自由を守る闘いとして反対運動の取り組みを行ってきた。

今日、「靖国神社法案」は反対運動の結果、国会に提出することができないでいる、しかし、「英靈に答える会」結成や、「マチのヤスクニ」の中に見られるなしくずし政教分離侵犯は後を断っていない。

また、去る7月13日、最高裁判所は「津地鎮祭違憲訴訟」に対し、10対5の多数決をもって「神式地鎮祭は宗教活動であり、公の機関がこれを行うことは違憲である」との名古屋高裁判決を破棄し、合憲であるとの判断を示した。しかし、その多数意見に於いても、信教の自由原理を否定しえず、政教分離原則について「完全分離は理想であり、社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本目的を侵さない限度で国家と宗教のかかわりあいは許容される」としている。

われわれは、少数意見が述べる如く、内外の歴史において国家と宗教のかかわりあいはどんなに厳格であっても、これに過ぎることはないと考える。政教分離に関する軽微な事件が、やがて信教の自由の保障そのものをゆるがし、国の歴史をあやまらせる危険な道を歩む第一歩となる危惧を禁じえない。

われわれは、信教の自由は座してこれを待つというのではなく、日常の事柄の中で勝ちとてゆくものであると信じている。

われわれは真実なる神の前における自由をこそ真の自由としておぼえ、今後もたゆむことなく、日常の生活の中で不断の闘いを、信仰告白の闘いとして継続するものである。